

戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)  
統合型ヘルスケアシステムの構築 推進委員会(第7回) 議事要旨

1 日時: 令和8年4月28日(火)~5月8日(金)

2 方法: 書面開催

3 出席者

(ア)議題(1)、(2)関係

<委員長/ PD>

永井 良三 自治医科大学 学長

<サブ PD>

喜連川 優 大学共同機関法人 情報・システム研究機構 機構長  
東京大学 特別教授 (プログラムマネージャー兼務)

澤田 拓子 塩野義製薬株式会社副会長

渡部 眞也 マニー株式会社取締役代表執行役社長

<関係省庁>

高宮 裕介 内閣府健康・医療戦略推進事務局参事官

上田 尚弘 デジタル庁国民向けサービスグループ参事官

内田 雄一郎 総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室長

満田 潤 文部科学省研究振興局ライフサイエンス課ゲノム研究企画調整官

木下 栄作 厚生労働省医政局参事官(医療情報担当)

江田 美沙子 厚生労働省大臣官房厚生科学課研究企画推進官

橋本 泰輔 経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課長

<研究推進法人/プロジェクトマネージャー>

武井 貞治 国立健康危機管理研究機構 理事/危機管理・運営局長

山田 康秀 国立健康危機管理研究機構 総合研究開発支援局 研究管理部長

鄭 雄一 東京大学大学院医学系研究科疾患生命工学センター 教授

古井 祐司 東京大学未来ビジョン研究センター 特任教授

<内閣府 SIP/BRIDGE 総括担当>

岡崎 健一 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局企画官(SIP/BRIDGE 総括担当)

永野 善之 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局政策企画調査官

<内閣府課題担当(事務局)>

坂西 義史 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局企画官(人・くらし担当)

中村 俊輔 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官補佐

吉田 晶子 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局上席政策調査員

着月 高志 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局行政実務研修員

(イ)議題(3)関係

<委員長代理/サブPD>

澤田 拓子 塩野義製薬株式会社副会長

<関係省庁>

高宮 裕介 内閣府健康・医療戦略推進事務局参事官  
上田 尚弘 デジタル庁国民向けサービスグループ参事官  
内田 雄一郎 総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室長  
満田 潤 文部科学省研究振興局ライフサイエンス課ゲノム研究企画調整官  
木下 栄作 厚生労働省医政局参事官(医療情報担当)  
江田 美沙子 厚生労働省大臣官房厚生科学課研究企画推進官  
橋本 泰輔 経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課長

<プロジェクトマネージャー>

鄭 雄一 東京大学大学院医学系研究科疾患生命工学センター 教授  
古井 祐司 東京大学未来ビジョン研究センター 特任教授

<内閣府 SIP/BRIDGE 総括担当>

岡崎 健一 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局企画官(SIP/BRIDGE 総括担当)  
永野 善之 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局政策企画調査官

<内閣府課題担当(事務局)>

坂西 義史 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局企画官(人・暮らし担当)  
中村 俊輔 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官補佐  
吉田 晶子 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局上席政策調査員  
着月 高志 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局行政実務研修員

4 議題

- (1) 推進委員会の設置要領の変更について
- (2) 社会実装に向けた戦略及び研究開発計画の変更について
- (3) 令和8年度予算額決定に伴う各研究テーマへの配分額、及び令和7年度の予算配分確定額について

5 配布資料

- 資料1 戦略的イノベーション創造プログラム第3期(SIP第3期)「統合型ヘルスケアシステムの構築」推進委員会の設置について変更案
- 資料2 戦略的イノベーション創造プログラム第3期(SIP第3期)「統合型ヘルスケアシステムの構築」社会実装に向けた戦略及び研究開発計画変更案
- 資料3 戦略的イノベーション創造プログラム第3期(SIP第3期)「統合型ヘルスケアシステムの構築」令和8年度予算配分案及び令和7年度の予算配分確定額【非公開】

## 6 議事要旨

議題(1)について、3(ア)の構成員により、資料1に基づき審議を行い、推進委員会として了承した。

議題(2)について、3(ア)の構成員により、資料2に基づき審議を行い、資料2について構成員から意見があり、一部文言を修正のうえ推進委員会として了承した。

議題(3)について、COIのマネジメントの観点から、澤田サブPDが委員長代理に指名され、3(イ)の構成員により、資料3に基づき審議を行い、推進委員会として了承した。

以 上